

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 7. 29 第 189 回国会第 31 号

7 月 29 日（水）、第 31 回の委員会が開かれました。

1 社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 67 号）

- ・塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・岡本充功君外 1 名（民主）提出の修正案について、提出者岡本充功君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、塩崎厚生労働大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
- ・原案及び修正案に対し、堀内照文君（共産）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－民主 反対－自民、維新、公明、共産）
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明 反対－共産）
- ・高鳥修一君外 3 名（自民、民主、維新、公明）から提出された附帯決議案について、西村智奈美君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

中 島 克 仁 君（民主）

- ・本法律案は社会福祉法人全体を厳しく取り締まろうとするものではなく、真面目に社会福祉事業に取り組んでいる社会福祉法人を評価するための改革を行うものであることを確認したい。
- ・会計監査人の設置を義務付けることとした社会福祉法人の範囲を設定するに当たっての考え方について厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・介護サービスを行う経営主体間のイコールフットイングの在り方及び社会福祉協議会が地域の福祉に果たすべき役割に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

阿 部 知 子 君（民主）

- ・社会福祉法人の経営状態は、いわゆる内部留保のような定義も未確定で事業継続に不可欠な費用も含まれるものに基づくのではなく、人件費比率等の事業特性も踏まえて把握すべきではないか。
- ・営利法人の参入が進んだことを根拠に社会福祉施設職員等退職手当共済制度における障害分野への公費助成を廃止するとしているが、営利法人の参入は居宅サービス系に限定されており、公費助成の廃止は見直すべきではないか。
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度における介護分野への公費助成を廃止したことと介護分野の被共済職員数

が減少していることとの関係を厚生労働大臣がどのように考えているのか伺いたい。

岡 本 充 功 君（民主）

- ・いわゆる内部留保の明確化について、他の法人制度を所管する省庁との調整や政府としての統一見解のないまま、本法律案を閣議決定し、社会福祉法人におけるもののみを定義付けることは不合理ではないのか。
- ・社会福祉充実計画の作成に関しては、合理的な計画期間についても適切な基準を定める必要があるのではないか。
- ・外国人が准介護福祉士として就労する場合の在留資格についてはどのように対応するつもりなのか。

足 立 康 史 君（維新）

- ・同じ社会福祉事業に携わるのであれば、社会福祉法人も営利法人も同様の税制上の取扱いにすべきではないか。
- ・例えば保育事業の実施主体においては、厚生労働省としては引き続き社会福祉法人が中心と考えているのか、それとも今後は営利法人が中心になった方が良いと考えているのか伺いたい。
- ・本法律案による規制強化を望まない社会福祉法人に対しては、株式会社等の別の法人形態に移行できる仕組みが必要ではないか。

浦野靖人君（維新）

- ・社会福祉事業等に再投下すべき財産には、社会福祉法人が計画的に積み立てている資金も含まれるのか。
- ・本法律案により、経営に余裕のない小規模法人も含め、全ての社会福祉法人が新たな公益事業の計画を作成しなければならなくなるのか。
- ・社会福祉法人が地域公益事業として実施する個別の取組のうち有効性が認められるものについては、国や地方公共団体の事業として制度化していくべきではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・7月10日の参考人質疑で明らかになったように、社会福祉法人の多くは地域における公益的な取組を既に行っている。そのことに対する、厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・社会福祉法人に無料又は低額な料金で地域公益事業を行わせることは、社会福祉事業を経営する者の自主性を重んじ、不当な関与を行わないとしている社会福祉法第61条に抵触するのではないか。
- ・介護事業を実施している大手企業は毎年高い利益を上げているが、公的サービスの実施主体である以上、利益の最大化ばかりを目指すことのないよう、何らかの対応が必要ではないか。

2 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

- ・塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。